

越木岩自治会会則

昭和39年6月2日 施行
令和6年5月18日 一部改正

第1章 総 則

- 第1条 この会は越木岩自治会と称し、事務所を越木岩会館内に置く。
- 第2条 この会の区域は西宮市に於ける旧越木岩地区(詳細は別紙の通り)とす。
- 第3条 この会は、地域内に住所を有する住民及び営業者を会員として構成する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 この会は、会員の福祉の増強、文化の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 2 この会は前項の趣旨に則り、特定の政治活動、宗教活動若しくは営利活動等を目的とする特定の個人又は組織、団体等に加担することなく、中立の立場を維持する。
- 第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 街路、河川に関する事項
 - (2) 公益灯、及び防犯灯に関する事項
 - (3) 保健、衛生に関する事項
 - (4) 公共の福祉に関する事項
 - (5) 会員相互の親睦に関する事項
 - (6) 各種団体に関する事項
 - (7) その他目的達成に必要な事項
- 第6条 この会に次の専門部を設けて事業の推進に当り、西宮市に本部のあるものはその支部を兼ねるものとす。
- (1) 防犯活動に関する事項
 - (2) 環境衛生に関する事項
 - (3) 福祉文化に関する事項
 - (4) 公災害対策に関する事項

第3章 権利及び義務

- 第7条 会員はこの会の財産又は施設によって利益を受ける権利を有し、会費を負担する義務がある。(但し理事会の承認を得て会費を免除することが出来る。)
- 第8条 会員は役員の選挙権、被選挙権を有する。
- 第9条 会員の資格を失った者は、この会の全財産について、その権利を失う。

第4章 役員

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 会計 2名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 別表の各選挙区毎に1名
- (6) 委員 別表の数

第11条 この会の役員は、次の方法によって選出又は選任する。

- (1) 会長は委員総会において選任する。
- (2) 副会長・会計は、理事会において選出する。
- (3) 監事は委員総会において選任する。
- (4) 理事は各選挙区毎に区内委員の推挙を得て委員総会において選任する。
- (5) 委員は各選挙区毎に互選によって選出し、その定数はおおよそ世帯数20に対して1名宛とする。

第12条 この会に顧問、相談役を置くことが出来る。顧問は会長が理事会の同意を得て委嘱する。相談役は学識経験者にて会長が適当と認めたる場合、理事会に諮り委嘱する。但し顧問、相談役は健康上又はその他の理由により、会長が理事会に諮り解嘱することが出来る。

第13条 役員任期は2ヵ年とする。但し留任を妨げない。欠員によって就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。役員は、任期満了後といえども後任者の就任する迄その任務を行うものとする。

第14条 役員任務を次の通り定める。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総理すると共に、西宮市の支部を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を分担して代行する。
- (3) 会計は会計事務一切を行い、その収入、支出については分担して行う。
- (4) 監事はこの会の業務及び会計を監査する。
- (5) 理事は理事会を構成し、各選挙区を代表して、各事業の推進を図る。
- (6) 委員は委員総会を構成すると共に、各事業につき選挙区の連絡に当る。

第5章 会議

- 第15条 委員総会はこの会の最高議決機関で、会長が全役員に対し毎年1回招集する。
- 第16条 委員総会は、別に規定した事業のほか予算及び決算ならびにこの会の運営に必要な事項を議決する。
- 第17条 理事会は毎月1回定期的に会長が招集し、必要な事項につき協議決定する。
但し会長が必要と認めた場合は、随時招集することが出来る。
- 第18条 委員総会は出席構成員を以て開催し、出席者の過半数で議決する。但し、可否同数のときは議長が決する。
- 2 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。但し、可否同数のときは会長が決する。

第6章 財産及び会計

- 第19条 この会の事業及び会計の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第20条 この会の会費は1ヵ月、1世帯当り100円とする。但し社会情勢、その他の事情により、委員総会の議決を以て増減することが出来る。
- 第21条 この会の経費は、会費及び事業収入、財団法人越木岩会よりの助成金、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

第7章 その他

- 第22条 この会則は、委員総会の議決を得なければ変更する事が出来ない。
- 第23条 執行部会は、会長、副会長、会計を以て構成する。
- 2 執行部会の補助組織として、小委員会を置く事が出来る。
- 3 小委員会は担当副会長、理事、委員および一般会員を以て構成する。
- 第24条 この会に事務局を置き、その担当者として書記及び庶務を有給にて雇用する事ができる。
- 2 事務局は、会長の命により、自治会運営に関する事項を処理する。
- 3 書記及び庶務の業務・待遇等については、雇用契約書により定めるものとする。
- 4 雇用契約内容の決定又は変更については、執行部で協議し、会長の承認を得るものとする。
- 第25条 この会則の施行に関し、別に施行規則、規程を設ける事ができる。
- 第26条 この会の選挙区及び委員の定数は、別表の通りとする。
- 2 選挙区の区域及び委員定数の変更は、必要に応じ理事会の協議を経て決定する。

附則

この会則は、昭和39年6月2日より施行する。

附則

この会則は、昭和41年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和43年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和46年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和47年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和49年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和51年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和62年4月より施行する。

附則

この会則は、昭和63年4月より施行する。

附則

この会則は、平成12年4月より施行する。

附則

この会則は、平成19年4月より施行する。

附則

この会則は、平成23年4月より施行する。

附則

この会則は、令和6年5月より施行する。

別表

越木岩自治会選挙区別委員数

令和6年4月現在

区	選挙区名	委員数	該当区域
1区	甕岩町	11	甕岩町全域
2区	毘沙門・角石町	7	毘沙門町全域、角石町2番～4番
3区	西平町	25	西平町全域
5区	松風町	15	松風町全域
6区	石勿町	19	石勿町全域
7区	豊楽町	23	豊楽町全域(但し 夙川第3コーポラスを除く)
8区	夙川第3コーポラス	7	豊楽町7番のうち、夙川第3コーポラス
9区	桜町	16	桜町全域
10区	美作・角石町	16	美作町全域、角石町1番
11区	南越木岩町(1)	7	南越木岩町9番～15番
12区	南越木岩町(2)	11	南越木岩町1番～8番
13区	菊谷町	17	菊谷町全域
14区	松生町	24	松生町全域
15区	久出ヶ谷町	17	久出ヶ谷町全域
16区	松ヶ丘町	14	松ヶ丘町全域
17区	老松町(1)	18	老松町1番～9番
18区	老松町(2)	11	老松町10番～14番
19区	老松町(3)	6	老松町15番～18番
20区	深谷・木津山町	11	深谷町2番～12番、木津山町9番～11番
21区	樋之池町(1)	13	樋之池町16番～23番、27番、28番
22区	樋之池町(2)	20	樋之池町1番～5番、10番～15番
23区	樋之池町(3)	16	樋之池町6番～9番、24番～27番
24区	苦楽園ヒルズ	6	樋之池町27番のうち、苦楽園ヒルズマンション
26区	コボリマンション	0 理事が兼務	老松町18番のうち、コボリマンション
	合計	330	